



2016年5月12日

各位

会社名 株式会社ツムラ
代表者名 代表取締役社長 加藤 照和
(コード番号 4540 東証第一部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 鈴木 登
TEL 03 - 6361 - 7100

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2016年5月12日開催の臨時取締役会において、取締役（非業務執行取締役を除く）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入するため、本制度に関する議案を2016年6月29日開催予定の第80回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度の導入は、取締役等の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確にし、本日公表しております当社の中期経営計画（以下「本中期経営計画」という）に基づく中長期的な業績の向上による持続的成長と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としています。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等向けの自社株式によるインセンティブ・プランであり、当社の取締役等に対して、役割・職務・職位に基づき、会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。取締役等への当社普通株式の交付は、下記(4)記載の対象期間終了後に行います。

本制度の導入により、取締役等の報酬は、従来の基本報酬（※）に、本制度に基づく業績連動型の「株式報酬」を加えた構成となります。なお、本制度による株式報酬は、第70回定時株主総会において決議された取締役の報酬限度額（月額500万円以内）とは別枠として本株主総会に提案しますが、株式報酬の金額を決定する際には、基本報酬の一定割合の範囲内とすることを基本方針とし、その結果、報酬構成全体での業績連動部分の割合が大きくなります。

（※）基本報酬は金銭報酬であり、従来より、毎年改定時に一定割合の部分に前事業年度の取締役等の会社業績等の達成度を反映しております。

(2) 本制度の仕組み

本制度は、具体的には、以下の手順に従って実施されます。

- ① 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において取締役等に係る報酬の承認決議を得ます。
- ② ①の承認決議により、当社取締役会において制定された本制度に係る取締役等株式報酬規則の適用が開始されます。なお、本制度は会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付することから、本制度の導入時点では、株式を交付するか否かならびに株式を交付することになる取締役等および交付する株式数は確定しておりません。
- ③ 当社は、本中期経営計画の期間である3事業年度を対象期間とし、取締役等の役割・職務・職位に基づき、その最終年度の会社業績の数値目標の達成度に応じて、当社普通株式を交付します。
- ④ 当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する取締役等および交付する株式数は、対象期間経過後の取締役会で決定します。この場合、当社から取締役等に対して金銭報酬債権を付与し、取締役等は、当該株式発行または自己株式の処分の際に当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取

得します。当該金銭報酬債権の金額については、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利とならない範囲内で取締役会において決定いたします。

(3) 本制度導入に係る株主総会決議

本制度の対象期間において、取締役等に交付する金銭報酬債権の合計額を上限 3 億円とし、交付する当社普通株式の合計株数を上限 6 万株（詳細は下記 (5) 参照）とします。その他本制度の導入に伴い必要な事項を本株主総会に提案します。

(4) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は 3 事業年度とし、本中期経営計画の第 2 期である 2017 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2019 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度です。なお、上記の当初の対象期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、3 事業年度の次期中期経営計画の期間につき、本制度の継続を当社取締役会において承認する場合があります。

(5) 本制度に基づき取締役等に対して交付される当社株式数

当社は、本中期経営計画で公表しております同計画の最終年度の数値目標で掲げる、連結売上高、連結営業利益および連結 ROE の各目標達成率を、各数値目標の配分割合に応じて、基準交付株式数（各取締役等の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める）に乗じて、交付する株式数を算出します。また、算出した交付株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式は切り捨てるものとします。

【算式】

◎基準交付株式数

＝取締役等の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める金額
／基準株価（※）×3（事業年度分）

（※）基準株価＝2016 年 3 月 31 日の当社普通株式の普通取引の終値

◎取締役等個々に対する交付株式数

＝基準交付株式数
×（（第 2 期中期経営計画（最終年度）の各数値目標達成率×当該数値目標の配分割合）
の全数値目標に係る合計）

※数値目標達成率は、数値目標に対応する水準を 100% として、達成度合いに応じて 0% から 120% の範囲で定めます。

当社が取締役等に交付する普通株式の総数は、対象期間において 6 万株相当を上限とします。ただし、当社の発行済株式総数が株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限および取締役等に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

(6) 本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、取締役等に対して当社普通株式を交付します。

① 対象期間中に取締役等として在任したこと

② 一定の非違行為がなかったこと

③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※1) 対象期間中に取締役等が退任する場合には、退任時までの在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

(※2) 対象期間中に新たに就任した取締役等についても、在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

(※3) 取締役等が対象期間中に死亡による退任の場合は、数値目標達成率にかかわらず、在任年数に応じて按分した基準交付株式数に、退任時点の当社普通株式の時価を乗じて得られた額の金銭を当該取締役等の承継者に交付します。

以上